

変更届等の添付書類一覧 (特別管理産業廃棄物処理業も同様)

届出書類 (○印) 及び 添付書類 (★印)	氏名・名称 (代表者の 変更を含む)	未成年者の 法定代理人	法人の 役員	法人の 株主又は 出資者	使用人	住所 事務所等 の所在地	運搬 車両等	組織変更	事業の 廃止
○産業廃棄物処理業変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○様式第六号の二 (第九条の二関係) (第2面) 運搬施設の概要 ○様式第六号の二 (第九条の二関係) (第6面) 運搬車両の写真 ★自動車検査証の写し ★車両の貸借に関する証明書							○ ※1		
○様式第六号の二 (第九条の二関係) (第10面) 誓約書	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2	○ ※2			○	
★事務所、事業場、駐車場付近の見取図						○	駐車場の場 所が変わる 場合必要		
★産業廃棄物収集運搬業の許可証	○		代表者が 変わる 場合必要			○ ※3		○	○
《届出者が法人の場合》	★定款又は寄附行為	商号が変 わる場合 必要						○	
	★履歴事項全部証明書 (届出る変更内容がすべて確認 できるもの)	○		○		○ ※4		○	
	★変更する者全員の 住民票 (本籍地記載で個人番号 (マイナン バー) の記載のないもの) ★変更する者全員の 登記されていないことの証明書			○ ※5	○ ※5	○ ※5			
	★役員、株主等の変更に係る新旧対照表			○	○				
《届出者が個人の場合》	★住民票 (変更内容をすべて確認できるもので 個人番号 (マイナンバー) の記載の ないもの)	○			○	○ ※4			
	★登記されていないことの証明書	○			○				
	《法定代理人》 ★住民票 (本籍地記載で電話番号 (マイ ナンバー) の記載のないもの) ★登記されていないことの証明書 ※法定代理人が法人の場合は ・履歴事項全部証明書 ・役員全員の住民票 及び 登記されていないことの証明書		○ ※5						

注：・法人の株主又は出資者とは、100分の5以上有している者とする。

- ・ 上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本 (正本のコピー可) 1部提出してください。
- ・ 住民票等、公的機関が発行する証明書類については、原本を提示の上であればコピーでも結構です。
- ・ 申請者以外が届出を行う場合は委任状が必要です。
- ・ 届出内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

- ※1 他の事業者が既に登録した車両は使用できません。
- ※2 代表者が変更した場合と新たな役員等が就任した場合は誓約書の添付が必要です。退任のみの場合は不要です。
- ※3 許可証に記載されている内容に変更がない事務所等の所在地が変更になった場合は、許可証の添付は不要です。
- ※4 変更のあった事務所等が履歴事項全部証明書に記載のない事務所等の場合は添付は不要です。
個人の場合は現住所の変更の場合のみ住民票 (個人番号 (マイナンバー) 記載なし) の添付が必要です。
- ※5 住民票は本籍 (外国人の方は国籍等) の記載があり、個人番号 (マイナンバー) の記載の無いものを提出してください。
また、登記されていないことの証明書は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことを証明事項とするもので
す。住民票記載の氏名 (通称名があれば併せて)、生年月日、住所又は本籍、国籍で証明を取ってください。
- ※6 株主が法人の場合、その法人の履歴事項全部証明書を添付してください。